

# JIS

ランプソケット類ー  
第 2-3 部：直管 LED ランプソケットに関する  
安全性要求事項

JIS C 8121-2-3 : 2015

(JLMA/JSA)

平成 27 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	株式会社東芝
	大石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	熊田 亜紀子	東京大学
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	早田 敦	電気事業連合会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	藤倉 秀美	一般財団法人電気安全環境研究所
	前田 育男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 27.3.20

官 報 公 示：平成 27.3.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 横山 明彦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 一般事項	1
1.1 適用範囲	1
1.2 引用規格	1
2 用語及び定義	1
3 一般要求事項	2
4 一般試験条件	2
5 定格	2
6 分類	2
7 表示	2
8 感電に対する保護	3
9 端子	3
10 保護接地	3
11 構造	3
12 耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧	4
13 機械的強度	4
14 ねじ、通電部及び接続	5
15 沿面距離及び空間距離	5
16 耐久性	5
17 耐熱性及び耐火性	5
18 過度の残留応力（自然割れ）及びさび（錆）に対する抵抗力	5
附属書 A（規定）この規格の対象となるランプソケット	11
解 説	12

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会（JLMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格に従うことは、次の者の有する特許権等の使用に該当するおそれがあるので、留意する。

パナソニック株式会社（以下、略号 P） 大阪府門真市大字門真 1048

東芝ライテック株式会社（以下、略号 T） 神奈川県横須賀市船越町 1 丁目 201 番 1

- － 直管形 LED ランプ，ランプソケット，照明器具 2011 年 11 月 11 日 特許第 4862102 号：P, T
- － 直管形 LED ランプ，ランプソケット，照明器具 2011 年 11 月 11 日 特許第 4862103 号：P, T
- － 直管形ランプ，ソケットおよび照明装置 2012 年 2 月 3 日 特許第 4915603 号：P, T
- － LED ランプおよび照明器具 2011 年 11 月 18 日 特許第 4866975 号：P, T
- － 直管形 LED ランプ及びそれに用いるランプソケット（出願中）特開 2012-009392：P, T
- － 照明装置（出願中）特開 2012-009397：P, T
- － 直管形ランプ，ソケットおよび照明装置（出願中）特開 2012-009399：P, T
- － LED ランプおよび照明器具（出願中）特開 2012-009379：P, T
- － ランプソケット（出願中）特開 2012-133950：P

上記の、特許権等の権利者は、非差別的かつ合理的な条件でいかなる者に対しても当該特許権等の実施の許諾等をする意思のあることを表明している。ただし、この規格に関連する他の特許権等の権利者に対しては、同様の条件でその実施が許諾されることを条件としている。

この規格に従うことが、必ずしも、特許権の無償公開を意味するものではないことに注意する必要がある。

この規格の一部が、上記に示す以外の特許権等に抵触する可能性がある。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権等に関わる確認について、責任はもたない。

なお、ここで“特許権等”とは、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権をいう。

**JIS C 8121** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS C 8121-1** 第 1 部：一般要求事項及び試験

**JIS C 8121-2-1** 第 2-1 部：S14 形ランプソケットに関する安全性要求事項

**JIS C 8121-2-2** 第 2-2 部：プリント回路板ベース LED モジュール用コネクタに関する安全性要求事項

**JIS C 8121-2-3** 第 2-3 部：直管 LED ランプソケットに関する安全性要求事項

# ランプソケット類—第 2-3 部： 直管 LED ランプソケットに関する安全性要求事項

## Miscellaneous lampholders—Part 2-3: Particular requirements— Lampholders for double-capped linear LED lamps

### 序文

この規格は、GX16t-5 口金付直管 LED ランプ用のソケットの安全性を図るために制定した。  
なお、この規格は、**JIS C 8121-1** と併読して用いる。

### 1 一般事項

#### 1.1 適用範囲

この規格は、**附属書 A** に規定する口金をもつ、一般照明用の両口金付直管 LED ランプに使用する器具内用ランプソケットについて規定する。この規格は、熱管理については規定しない。

#### 1.2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 7709-2** 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第 2 部 受金

**JIS C 7709-3** 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第 3 部 ゲージ

**JIS C 8121-1** ランプソケット類—第 1 部：一般要求事項及び試験

**JIS C 8159-1** 一般照明用 GX16t-5 口金付直管 LED ランプ—第 1 部：安全仕様

**JIS C 8159-2** 一般照明用 GX16t-5 口金付直管 LED ランプ—第 2 部：性能要求事項

### 2 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS C 8121-1** によるほか、次による。

#### 2.1

##### 直管 LED ランプ (double-capped liner LED lamp)

両口金を備えた直管形の LED 光源。

**注記 1** 直管 LED ランプは、1 個又は複数の LED モジュールを組み込んでいる。

**注記 2** 直管 LED ランプは、一般使用者が取り替えられるように設計されている。

#### 2.2

##### 独立形ランプソケット (independent lampholder)

照明器具から独立して取付けができるように設計し、同時にその等級及び表示に従った必要な保護を全て備えるようにしたランプソケット。